

はーとぴあ保育園石岡運営規程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人愛の会が設置するはーとぴあ保育園石岡（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい、生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 はーとぴあ保育園石岡

(2) 所在地 石岡市根当11008番地6

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の

範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 送迎

各家庭から送迎を行う。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、食事の提供を行う。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば除去食対応、又は代替えを行う。

(5) その他の保育

①休日保育・・・日祝日も保育する。(但し12月29日～1月3日までは休園とする)

②一時保育・・・保育園利用者以外で緊急を要する園児を保育する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとするが必要に応じて、配置する職員の員数及び職務内容を変更する場合もある。

(1) 園長（常勤専従） 1人

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士（常勤専従） 1人

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 副主任保育士（常勤専従） 1人

副主任保育士は、園長・主任を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 保育士 15人（常勤専従 8人、非常勤 7人）

保育士は、全体的な計画及び指導計画の立案とその計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 看護師 0人（常勤専従 0人、非常勤 0人）

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(6) 栄養士 3人(常勤専従 1人、非常勤 2人)

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(7) 調理員 1人(常勤専従 0人、非常勤 1人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(8) 事務・用務員 1人(常勤専従 0人、非常勤 1人)

事務・用務員は、当園の事務及び雑務を行う。

(9) 嘱託医 1人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(10) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、当園の子どもの口腔衛生の指導を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(11) 保育補助 1人(常勤専従 0人、非常勤 1人)

保育補助は、保育士の業務負担を軽減し、保育士の補助を行う。

(12) 営繕職 2人(常勤専従 0人、非常勤 1人)

営繕職は、清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行い保育士の業務負担の軽減を行う。

(保育・教育を提供する日)

第6条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(保育・教育を提供する時間)

第7条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 7時30分から18時30分までとする。

土日祝 7時30分から18時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に時間外保育を提供する。

（2）保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～日 8時30分から16時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）まで、または保育時間（8時間）から閉所時間の間に時間外保育を提供する。

（3）開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 7時30分から19時30分

土 7時30分から18時30分

日・祝日 7時30分から18時30分

（利用料その他の費用等）

第8条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、別表に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

（利用定員）

第9条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

（1）法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 26人

（2）法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 16人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 8人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託受けたときは、これに応じるものとする。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の5の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、市及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、「石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月石岡市条例第48号。以下「条例」という。）」第25条に規定する行為をいう。

3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市子ども福祉課・児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情対応）

第14条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（安全対策と事故防止）

第15条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

3 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

4 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第16条 当園では、利用子どもに対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(記録の整備)

第17条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育・教育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育・教育に係る提供記録

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第18条 この規程の変更・改正については、社会福祉法人 愛の会 理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

平成28年4月1日一部改定

平成29年4月1日一部改定

平成30年4月1日一部改定

平成31年4月1日一部改定

令和元年10月1日一部改定

令和 2年4月1日一部改定

令和 3 年 4 月 1 日一部改定

令和 3 年 4 月 1 日一部改定

令和 4 年 4 月 1 日一部改定

令和 5 年 4 月 1 日一部改定

令和 6 年 4 月 1 日一部改定

令和 7 年 4 月 1 日一部改定

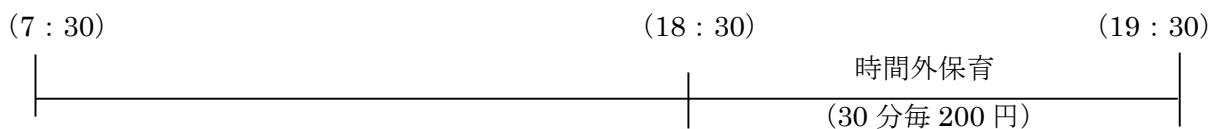
別表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

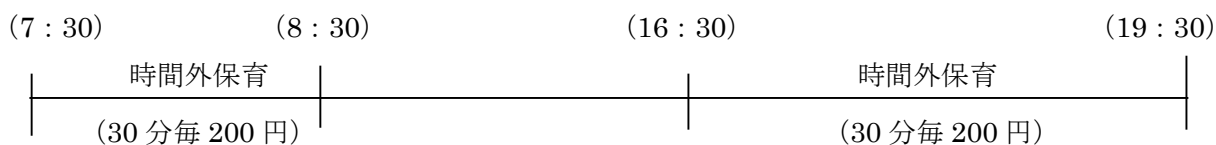
項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保護者会費	家庭と園がお互いに協力し、園の向上と園児の健全な育成につとめ、豊かで楽しい園生活に寄与するため、保護者会費を徴収する。	月額 500円
月刊絵本代	乳幼児から感情の豊かな子どもに育つよう絵本を購入していただく。	月額 年齢別 420円～500円
給食費 (主食費+副食費)	3歳児以上については、毎月給食費（主食費副食費）を徴収し提供する。 ※副食費：市町村から徴収免除者として決定されている場合は徴収しない。	月額 6,000円 〔主食費：1,500円〕 〔副食費：4,500円〕
災害共済給付制度 加入費	園児の事故・怪我に備えて、任意で加入していただく。「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」に基づき負担していただく。	年額 315円 (要保護 36円)
体操教室代	外部講師を招き、柔軟体操を中心に体を動かすことの楽しさを学んでいただく。 4月～3月 4・5歳児	月額 500円
英語教室代	外部講師を招き、英語に親しみを持てるように楽しく学んでいただく。 4月～3月 4・5歳児	月額 500円
レンタルマット代	洗濯等の保護者負担の軽減や園児が布団を持ち運びする際の安全面を考慮し、午睡時にマットを提供するため徴収する。	年額 1,800円 ※途中入園に関しては、150円×(入園の月～3月分)として徴収する。

2 時間外保育に係る利用者負担金

(1) 保育標準時間認定に係る利用負担金



(2) 保育短時間認定に係る利用者負担金



(3) 一時保育に係る利用料と保育時間

保育園利用者以外の園児を対象とする。

石岡市在住の園児に限る。週3日・月12日までとする。

利用金額は以下の通り

	0（8カ月より）、1、2歳児		3、4、5歳児	
半 日（4時間まで）	保育料	1,850円	保育料	1,350円
	給食費	250円	給食費	250円
	合計	2,100円	合計	1,600円
一 日（8時間まで）	保育料	2,850円	保育料	2,350円
	給食費	250円	給食費	250円
	合計	3,100円	合計	2,600円

※ 利用日降園時に利用料金をいただきます。

※ 行事に参加する場合は別途料金がかかります。

※ 利用時間は9時00分から17時00分までで、時間を超える場合は延長料金をいただきます。（30分毎に300円）

※ 給食が不要の場合は保育料のみとなります。

※ 英語・体操教室に参加の場合は別途料金がかかります。